

焼津市農業委員会 9 月総会議事録

1 日時

令和 5 年 9 月 1 5 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 5 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	×	8	村松 章	×	1 5	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	1 6	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	1 0	桜井 亮平	○	1 7	藁科 光生	×
4	河合 英夫	○	1 1	石田 芳雄	○	1 8	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	1 2	楢村 輝夫	○	1 9	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	1 3	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	1 4	欠員	—			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について
第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について
第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更に係る意見について
第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員18名中、ただ今の出席委員は、<u>14名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>本日は、村松会長が欠席されています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第5項及び焼津市農業委員会規程第3条の規定に基づき、その職務を職務代理者が代わって行うものとされております。</p> <p>職務代理者は2人ありますが、協議いたしまして、私、村田忠夫が議長を務めさせていただきます。</p> <p>それではただ今から令和5年9月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。6番横山文哉委員、15番杉本芳郎委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第3号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第3号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第3号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第3号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号10を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号10を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田3,316㎡、畑596㎡、計3,912㎡</p> <p>労力は3人です。</p> <p>申請地の場所は、市立大井川南小学校より西へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものがあります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、</p>

	<p>許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 18番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>譲受人は、農業の規模拡大及び農地の有効利用を図るために、近隣農地を購入して耕作面積を増やすものであります。</p> <p>9月6日に現地調査をしたところ、何ら問題はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号10を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号10は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号11を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号11を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、畑8,451㎡で労力は3人であります。</p> <p>申請地の場所は、市立大井川西小学校より西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、伊東市にある所有地及び裾野市にある借入地にて桜の栽培をしております。申請地については所有者が市外に居住しているため管理が困難となり耕作放棄地となっておりますが、今回譲受人が贈与を受け、申請地にて桜の栽培をしたく今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 19番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>申請地は、計4筆の果樹園で、所有者は県外に在住し、長年に渡り管理が行き届いていません。近くに住む縁者が時折管理してきた経緯があります。</p> <p>譲受人は、市外の遠隔地に在住しており、今後の管理の在り方など、不明な点も多くありましたので、地区審査会でヒアリングを行いました。</p> <p>利用目的は桜の苗木の販売を目的としているとのことでした。桜の品種はソメイヨシノではなく、別の特殊な品種のようです。</p> <p>地区委員の意見として、周辺農地への影響は皆無であり、管理さえ十分にし</p>

	<p>てもらえれば、荒廃農地の解消にもつながるため、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号11を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号11を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号4を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市大井川庁舎より北西へ約800mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、宗高の農地20㎡について、事業用の駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地の道路を挟んだ隣接地に居住し、自営業を営んでおりますが、現敷地内のみで来客用及び従業員用の駐車場が不足し、不便をきたしていることからこれに対応すべく、申請地を事業用の駐車場として利用するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側及び南側は宅地、北側は水路及び道路、西側は田であります。なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆる「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>本申請地は転用者が以前相続した土地ですが、この度自身が営む事務所に不足する来客用、従業員用駐車場へ転用するために本申請に及びました。</p> <p>住宅敷地に隣接しており、周辺農地への影響もないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p>

	<p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号4を許可することに決定しました。 次に、議案第2号の番号5を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号5を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立大井川西小学校より南東へ約800mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下江留の農地167㎡について、住宅への進入路及び駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地西側の隣接地に居住しておりますが、住宅敷地への進入を円滑にするため、また、駐車場として利用したく今般の申請にて住宅敷地の拡張を行なおうとするものであります。</p> <p>申請地の東側、西側、北側の三方は宅地、南側は田であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>9月7日に、相川地区委員全員で転用者立会いのもと現地調査を行いました。</p> <p>本申請地は、先代が主屋建て替えの際、出入り口として使用されるようになり、そのまま現在まで農家住宅敷地の一部として利用されてきました。</p> <p>今回の申請にあたり始末書の提出もあり、現地確認の結果、周辺農地への影響も皆無であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号5を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号6、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号23は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第3号、番号6及び議案第4号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>本件は、道原の農地260㎡について、当初計画者が作業所及び屋外木材乾燥場敷地の用に供するため、昭和45年に農地法第4条の許可をとり、計画どおりの転用を実行したところではありますが、転用確認と登記地目の変更を行わず、転用目的である作業所を廃業後に取り壊して現在の更地の状態に至っております。当初計画者の相続人が市外に居住しており管理も困難であることから、申請地を譲り受けて資材置場として利用したいとの承継者から意向を受けて今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は道路、北側は宅地、南側は道路であります。審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 11番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>9月2日に現地調査を行いました。こちらの土地は、平成20年に現所有者に相続しましたが、県外在住の方であるため、管理が難しいことから、今回、資材置場としての売却を決めたということです。</p> <p>現地調査した結果、東側が宅地、西側が道路、南側が道路、北側は宅地で、周辺は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響もないと思われることから、5条の変更はやむを得ず、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号6を承認し、議案第4号の番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号6を承認し、議案第4号の番号23を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市大井川庁舎より南東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、宗高の農地224㎡について、駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p>

	<p>譲受人においては、申請地近隣の住宅に居住しておりますが、自宅内の駐車場が不足していること、来客時における駐車場の確保に苦慮していることから、申請地を譲渡人より譲り受けて駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>譲受人は申請地付近に居住していますが、自己の住宅敷地に駐車場が不足していて、現在自家用車1台分しか停める場所がないそうです。</p> <p>現地調査の際、譲受人が偶然家から出てきたため、本申請について話を聞くことができました。</p> <p>周辺には農地もなく、転用にあたり影響もないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号24を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、静浜幼稚園下藤分園より北東へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下小杉の農地384㎡について、駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地南側に貸工場を所有しており、現在は電子部品を製作する法人が工場を使用しておりますが、付近も含めて駐車場が不足しているため、工場の従業員や運送業者等の駐車場の確保に苦慮しているため、申請地を譲渡人より譲り受けて駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は水路及び道路、南側は宅地及び道路、東側は宅地及び雑種地、西側は水路及び宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば</p>

	<p>ば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 田中徳秀	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>下小杉の神社の付近にある畑になりますが、周辺に農地はありません。南北が道路、東西が宅地になっています。</p> <p>周辺へ与える影響もないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号25を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更に係る意見について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>本議案につきましては、市で定める「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更」にあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、農業委員会の意見を求められているものであります。</p> <p>それでは、農政課の担当より詳細の説明をさせていただきます。</p>
農政課職員	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する基本方針に即して市が独自に定めるものです。</p> <p>この基本構想は、市内において育成すべき認定農業者等の農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定める計画になります。</p> <p>この基本構想によって、認定農業者の認定方針やその他担い手に対する支援措置などが行われることとなります。</p> <p>今回、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県の基本方針が変更されたことから、市も基本構想を変更するものであります。</p> <p>それでは、主な変更点について説明させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、就農等促進のための取組等について記載 ・地域全体で農用地の利用関係の調整を行い、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方について記載 ・農業者等による協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置等について記載

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の区域の基準として、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準を記載 ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条に基づき、市町が経過措置を用いて農用地利用集積計画の公告を行う旨を記載 ・地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について記載 ・新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、定着に向けた取組みを記載 <p>簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。
地区委員 15番	基本構想の14ページに、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、イチゴの作付面積がビニールハウス2,200㎡という形で書いてあり、これに各設備を加えて、準備に大きな金額がかかると思いますが、そのあとの「農業を担う者の確保及び育成の考え方」に書かれている各種支援制度ではそのうちの何パーセントくらいを補助金として出していただけののでしょうか。
議長	事務局もしくは農政課の説明をお願いします。
農政課職員	<p>補助金のメニューによっていろいろと異なってくるため、一概にお答えすることはできませんが、一般的な新規就農者の場合については、経営が不安定な方に対して3年間150万円が支給されることになりまして、それとは別途、資機材を設置した場合は375万円の金額の補助があります。</p> <p>またそれとは別途、今年度、来年度、再来年度にかけては、市ではなるべく地域の担い手を育成していきたいという意向がありまして、農林大学校を卒業されている50歳未満の方に対して、スマート機器を導入した場合に500万円まで支援することで、新規就農者が参入しやすいように市として取り組んでいるところであります。</p> <p>また、今回の基本構想の変更については、各市町での個別具体的な制度について変更するものではなく、国の法律改正に伴う県の基本方針の改正に即した変更でありまして、各市町独自の変更ではございませんので、基本的には県内市町で一律に同じ変更であることをご留意いただければと思います。</p>
議長	説明が終わりました。他に質疑はありますか。
推進委員 増田正春	今回の変更は県内で一律の変更とのことですが、他の市町との違う市独自の変更箇所はないのでしょうか。もしあれば教えていただきたいと思います。
議長	事務局もしくは農政課の説明をお願いします。
農政課職員	基本構想の7ページや14ページにあるような、農業経営指標の具体的な数字につきましては、市町ごとの農業者の現状に合わせた数字に変更しておりますが、その他の変更箇所については、どの市町でも地域計画の導入に合わせた変更内容で統一されております。
議長	他に質疑はありますか。 【質疑なし】

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり回答することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を原案のとおり回答することに決定しました。次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。以上をもちまして、令和5年9月総会を終了します。ご協力ありがとうございました。</p>